

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大西 憲治

佐賀県人事委員会規則第八号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の本庁の健康福祉本部の項中

がん対策総括監

二種

を

医療統括監

一種

に改め、同表の知事の

がん対策総括監

二種

現地機関のくらし環境本部の項を次のように改める。

くらし環境本部	環境センター所長	三種
	環境センター副所長	四種
	図書館長	二種
	図書館副館長	四種
	博物館長	二種

「林業試験場長」を二種に改め、同表の知事の

「林業試験場長」を三種に改め、同表の知事の

現地機関の経営支援本部の項中

「首都圏営業本部長（以下この項において「本部長」という。）」を一種に改め、同表の知事の

「首都圏営業本部長（以下この項において「本部長」という。）」を二種に改め、同表の知事の

「自治修習所副所長」を四種に改め、同表の知事の

「自治修習所副所長」「公文書館長」を四種三種に改め、同表の知事の

所を除く。）を（佐賀県税事務所に限る。）に、（武雄県税事務所に限る。）を（佐賀県税事務所を除く。）に改め、同表の教育委員会の教育機関の項を次のように改める。

教育機関	教育センター所長 教育センター副所長	三種 四種
------	-----------------------	----------

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。